

8 循第 33 号
令和 8 年 4 月 9 日

一般社団法人えひめ産業資源循環協会
会長 小池 正照 様

愛媛県県民環境部長

医療法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う廃棄物の処理及び
清掃に関する法律施行令の改正及び感染性廃棄物処理マニュアルの改
定について（通知）

日頃から本県の環境行政の推進に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
このことについて、環境省から通知がありましたので、お知らせします。
つきましては、内容を御承知の上、貴協会会員への周知に御協力願います。

【法令改正及び感染性廃棄物処理マニュアル改定概要】

医療法施行令等の一部を改正する政令（「オンライン診療受診施設」に係る規定を整備）によって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令別表第 1 の 4 の項が改正され、令和 8 年 4 月 1 日より、オンライン診療受診施設から排出された感染性廃棄物を特別管理廃棄物（特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物）として取り扱うこととなった。

このことを踏まえ、感染性廃棄物処理マニュアルを改定した。

(連絡先)

愛媛県県民環境部環境局
循環型社会推進課

産業廃棄物係 西田

TEL : 089-912-2358

FAX : 089-912-2354